

令 7 農 振 第 2 9 1 9 号
令和 8 年 1 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秋田市長 沼 谷 純

市町村名 (市町村コード)	秋田市 (05201)
地域名 (地域内農業集落名)	飯島中央地区 (飯島、下新城岩城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区の営農状況は、個別経営が主であることから、機械への過剰投資、営農コストの上昇、米価不安定等により経営状況は年々悪化している。

また、農用地は小区画であり、狭小な農道、水路であることから、ほ場整備事業を契機とした地域農業の発展を切望している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主作物としつつ、えだまめ、ねぎ、かぼちゃ、さといも等の高収益作物の生産に取り組む。また、ほ場整備事業実施による農地の汎用化を図ることで、土地利用型作物と野菜等との複合経営を可能とし、さらに、法人が6次産業化による地域農産物を活用した加工・販売に取り組み、冬期間の収入確保や農業の高付加価値化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	162.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備事業を実施中の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備事業の促進計画を策定済みであり、面工事予定。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農地を集積済み。地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備事業の促進計画を策定済みであり、令和9年度以降から面工事を実施予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人での営農となるが、新規就農希望者があれば、法人雇用等により地域の担い手として確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じて以下の取組を実施する。 ・水稻、大豆の出荷調製作業については(農)秋田市北部地区カントリーエレベーター利用組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ○	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ○	☐ ③スマート農業	☐ ○	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ○	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ○	☐ ⑦保全・管理等	☐ ○	☐ ⑧農業用施設	☐ ○	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ○	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 有機農業の取組を進め、環境負荷低減を図る。
- ③ 積極的にスマート農機を導入し、農作業の省力化を図る。
- ④ 大豆のほか、えだまめ、かぼちゃ、さといも等の高収益作物に取り組む。
- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。